

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査のうちの野菜調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、野菜の作付面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策・需給調整・流通改善対策、価格対策、共済事業の適正な運営などに関する資料を作成することを目的としている。

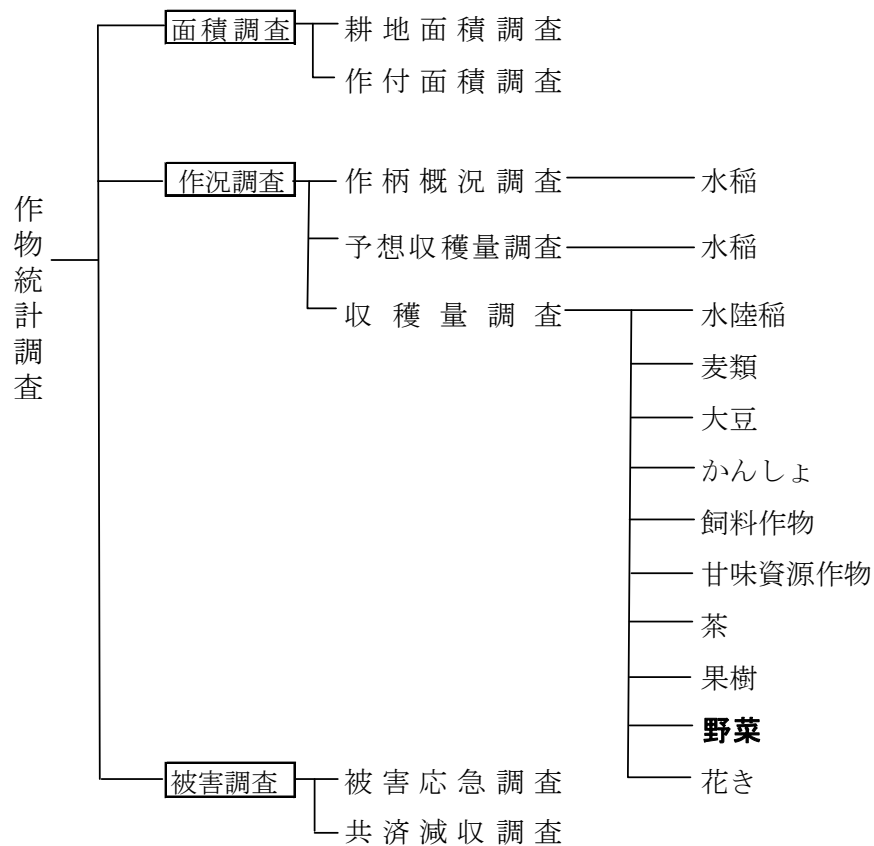
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

調査対象都道府県（別表1「品目別調査対象都道府県(主産県)一覧表」参照）は、調査品目ごとに、全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県とした。

(6) 調査対象の選定

調査対象は、調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体（関係団体調査）及び標本経営体（標本経営体調査）としており、その選定については、以下のとおりとした。

ア 関係団体調査

すべての調査対象となる関係団体とした。（しっ皆調査）

イ 標本経営体調査

2005年農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で作付けした農林業経営体を無作為に抽出（母集団名簿を作付面積順に並び替えを行い、設定した栽培面積規模別の標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）した。（標本調査）

(7) 調査の規模

	関係団体調査			標本経営体数						巡 回 ・ 見 積 り 市町村数
	団体数	回収数	回収率	母 集 団 経営体数	標本数	抽出率	回収数	回収率	集計対象数	
	①	②	③=②/①	④	⑤	⑥=⑤/④	⑦	⑧=⑦/⑤	⑨	
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%	経営体	市町村
春植えばれいしょ	903	726	80.4	114 810	6 906	6.0	4 871	70.5	3 516	1 658
冬春・夏秋	2 163	1 612	74.5	1 406 648	13 425	1.0	8 637	64.3	6 247	1 732
秋冬・年間計	2 088	1 594	76.3	1 671 633	13 995	0.8	8 894	63.6	7 009	1 741

注： 「集計対象数」は、回収があったもののうち、当年産において作付けがなかった経営体等を除いた数である。

(8) 調査期日

収穫期・出荷終了時

(9) 調査品目（39品目）

ア 指定野菜(14品目)

類 別	品 目
根 菜 類	だいこん、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、さといも
葉 茎 菜 類	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ
果 菜 類	きゅうり、なす、トマト、ピーマン

イ 指定野菜に準ずる野菜（以下、「特定野菜」という。）（25品目）

類 別	品 目
根 菜 類	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも
葉 茎 菜 類	こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、にら、にんにく
果 菜 類	かぼちゃ、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、そらまめ、えだまめ
香 辛 野 菜	しょうが
果実的野菜	いちご、メロン、すいか

(10) 調査事項

年産計及び季節区分別の作付面積、収穫量、10a当たり収量、出荷量及び用途別出荷量

指定野菜のうち、ほうれんそう及びたまねぎについてのみ年産計で調査し、他の12品目については季節区分別に調査した。特定野菜については年産計で調査した。用途別出荷量については指定野菜について調査した。

(11) 調査方法

作付面積の把握は、関係団体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・見積りの方法、収穫量及び出荷量の把握は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・情報収集の方法による。

(12) 集計方法

作付面積は、関係団体調査及び巡回・見積りにより得られた結果を集計した。

収穫量は、調査対象品目の団体取扱数量（団体把握シェア（おおむね80％）を基準としている。）に応じて、関係団体調査結果又は標本経営体調査結果により算出した10a当たり収量を必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、10a当たり収量を決定し、作付面積に乗じて算出した。

(13) 全国値の作成

全国値について、本年産は主産県調査年に当たることから、全国調査を行った平成19年産の調査結果に基づき推計した。

推計方法は、本年産の主産県の結果と全国調査年（平成19年産）の全国に占める主産県の割合を基に推計した。

(14) 品目計の作成

本年産は主産県調査年に当たることから、季節別品目のある品目について調査を行っていない当該季節品目がある場合は、全国調査を行った平成19年産の調査結果に基づき推計した。

(15) 季節区分がある品目の都道府県値について

全ての季節区分で調査対象となっていない都道府県の品目計は、全国調査を行った平成19年産の調査結果に基づき推計した。

(16) 市町村別について

指定野菜について、指定産地に包括されている市町村（平成20年5月告示）及びばれいしょのうち北海道の全市町村とした。

(17) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

2 用語の説明

(1) 作付面積

「作付面積」は、は種又は植付けして発芽又は定着した作物の利用面積とした。

なお、れんこん、ふき、みつば、アスパラガス及びにらの作付面積は、株養成期間や育苗中で、は種又は植付けしたその年に収穫がない面積を除いた。

また、温室・ハウスなど施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積とした。したがって、温室・ハウスなどの施設間の通路等は、施設の管理に必要な土地であって、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないので作付面積には含めない。

(2) 10 a 当たり収量

「10 a 当たり収量」とは、実際に収穫された（農家が収穫放棄した場合は除く。）10 a 当たりの収穫量をいい、具体的には作付面積の10 a 当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

- ア 「収穫量」とは、収穫したもののうち、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。なお、収穫せずには場に放棄したものは収穫量に含めない。
- イ 野菜需給均衡総合推進対策事業による産地廃棄や都道府県等が独自に実施した需給調整事業により産地廃棄された量は収穫量に含めるが出荷量には含めていない。
- ウ 収穫量は、出荷量との関連から出荷時の形態により計測した。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで計測した。

(4) 出荷量

- ア 「出荷量」とは、収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量をいう。
- イ 出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を計上した。したがって、入目量は含めていない。
- ウ 貯蔵性のある品目（たまねぎ、ばれいしょ等）で集出荷団体、集出荷業者等が市町村内の生産者から直接委託、又は買い入れを行い、これを当該市町村の貯蔵庫に収納し、時期をみて適宜出荷する場合は、貯蔵庫から消費地（生産した市町村を含む。）に仕向けた時点で出荷とした。
この場合、貯蔵庫の所在地が県内の他市町村にあるときは、その貯蔵庫から消費地に仕向けられた時点で生産した市町村（作物の栽培地）からの出荷として取り扱った。
- エ 県外に所在する集出荷業者が、県内の産地市町村から買い入れ、それを県外に持ち出した場合（県外の貯蔵庫に収納した場合も含む。）も上記ウと同じ扱いとしたが、その仕向け先及び出荷時期の把握が困難な場合には、便宜上、県外に持ち出された時点で集出荷業者の所在地に対する出荷として取り扱った。
- オ 県内の産地市町村において、県内の他市町村又は県外に居住する生産者が作付け、又は栽培（いわゆる入作）し、その生産物を県内の他市町村又は県外に持ち出した場合、上記ウ及びエと同じ取り扱いとした。

(5) 生食向け出荷、加工向け出荷及び業務用向け出荷

- ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものである。
ただし、ウの業務用向けを除く。
- イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したもの及び加工されることが明らかなものの出荷とした。この場合、長期保存に供する冷凍用は加工向けに含めた。
なお、農家の農産加工として行われる漬物、漬物用干しだいこん、切干しだいこん等の加工品（完成品、半成品を問わない。）を出荷する場合は、その原料を加工向け出荷とみなし、生重量に換算して「加工向け出荷」に計上した。
- ウ 「業務用向け」とは、上記アのうち学校給食、レストラン等外・中食業者へ出荷したものである。

(6) 年産区分及び季節区分(別表2「品目別年産区分・季節区分一覧表」参照)

ア 年産区分

原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して1年産として取り扱った。なお、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。

イ 季節区分

年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮し、主たる出荷期間により季節区分を設定した。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に定められた区分である。

(7) 指定野菜と野菜指定産地

ア 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第2条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいい、平成20年10月現在では次の野菜（14品目）が指定野菜と定められている。

①だいこん（春だいこん、夏だいこん、秋冬だいこん）、②にんじん（春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん）、③ばれいしょ、④さといも（秋冬さといも）、⑤はくさい（春はくさい、夏はくさい、秋冬はくさい）、⑥キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ）、⑦ほうれんそう、⑧レタス（春レタス、夏秋レタス、冬レタス）、⑨ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ）、⑩たまねぎ、⑪きゅうり（冬春きゅうり、夏秋きゅうり）、⑫なす（冬春なす、夏秋なす）、⑬トマト（冬春トマト、夏秋トマト）、⑭ピーマン（冬春ピーマン、夏秋ピーマン）

イ 「野菜指定産地」とは、野菜生産出荷安定法第4条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地をいう。

(8) 集出荷団体

「集出荷団体」とは、取扱数量の多少にかかわらず、選別、包装、荷造り、輸送、代金計算等の全部又は一部を共同で行う団体（ただし、農家が2～3戸で構成し、出荷量も極めて少なく、名目だけの任意組合のような団体は除く。）であって、総合農協、専門農協等のような出荷調整能力を有する団体をいう。

3 利用上の注意

(1) 品目及び類別の見直し

平成14年産から調査品目及び類別の見直しを行い、調査品目については、野菜生産出荷安定法の改正に伴って、葉茎菜類8品目（こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、アスパラガス、しゅんぎく、にら及びにんにく）、果菜類1品目（そらまめ）及び香辛野菜（しょうが）を新たに追加するとともに、類別については、「日本標準商品分類（総務省：平成2年6月改訂）」に基づき、ばれいしょ（じゃがいも）を根菜類に、洋菜類に区分していたセルリー、カリフラワー、ブロッコリー及びレタスを葉茎菜類に、豆類等に区分していたスイートコーン、さやいんげん、さやえんどう及びえだまめを果菜類に含め表章した。

(2) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道 東北 関東 東海 中国 四国 九州 沖縄	北海道 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 新潟、富山、石川、福井 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 岐阜、静岡、愛知、三重 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 鳥取、島根、岡山、広島、山口 徳島、香川、愛媛、高知 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 沖縄

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県名と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県名と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県名と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県名と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(3) 統計数値の四捨五入について

本書に掲載した作付面積、10 a 当たり収量、収穫量及び出荷量の統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき以下の基準により四捨五入を行ったので、都道府県別数値の積上げと全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7 けた以上 (100万以上)	6 けた (10万)	5 けた (万)	4 けた (1 000)	3 けた以下 (100以下)
四捨五入するけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(4) 「（参考）平均収量対比」について

「（参考）平均収量対比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として過去7か年のうち最高、最低を除いた5か年の平均値）と当年産の10 a 当たり収量との対比であるが、直近7か年のうち3か年及び4か年分の場合は、平均値と当年産を対比している。

(5) この統計表で使用した符号は、次のとおりである。

「 0 」： 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「 — 」： 事実のないもの

「 … 」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「 x 」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(6) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(7) 連絡先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
電話 03（3502）8111 内線3680
03（6744）2044（直通）